

鹿部商工会員の皆様へ

令和8年度
鹿部町商工業振興事業補助金事業

《 ご案内 》

鹿部町水産経済課

1 補助金の目的

鹿部町産業振興基本条例(平成 29 年条例第 12 号。以下「条例」という。)に基づく町内における地域経済の活性化を図るため、事業者が経営力向上のために行う設備投資や人材確保等に要する経費に対して、鹿部町商工業振興事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付します。このため、交付決定状況によっては、補助金申請額より交付決定額が減額する場合があります。

2 補助対象事業者について

補助の対象となる事業者は次のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 中小企業基本法に規定する中小企業者・小規模企業者並びに小規模企業振興基本法に規定する小企業者で、町内に事務所又は事業所を有していること。

業種	中小企業基本法の定義			小規模企業振興基本法の定義	
	中小企業者		うち、 小規模企業者	小規模企業者	小企業者
	資本金又は常時雇用する従業員		常時雇用する 従業員	常時雇用する 従業員	常時雇用する 従業員
① 製造業、建設業、 運輸業、その他の 業種 ※	3 億円以下	300 人以下	20 人以下	20 人以下	5 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下	5 人以下	5 人以下
③ サービス業 ※	5 千万円以下	100 人以下	5 人以下	5 人以下	5 人以下
④ 小売業	5 千万円以下	50 人以下	5 人以下	5 人以下	5 人以下
※右記の業種については、中小企業関連立法における政令に基づき、右記のとおり定めている。(政令特例業種)	【中小企業者】 ①製造業 ・ゴム製品製造業：資本金 3 億円以下又は常時雇用する従業員 900 人以下 ③サービス業 ・ソフトウェア業・情報処理サービス業：資本金 3 億円以下又は常時雇用する従業員 300 人以下 ・旅館業：資本金 5 千万円以下又は常時雇用する従業員 200 人以下 【小規模企業者】 ③サービス業 ・宿泊業及び娯楽業：常時雇用する従業員 20 人以下				

- (2) 鹿部商工会の会員であること。
- (3) 鹿部町特定滞納者等に対する制限措置に関する条例(令和 2 年条例第 6 号)に規定する「特定滞納者等」に該当しないこと。

3 令和 7 年度補助事業のスケジュールについて

- (1) 補助事業期間

補助金交付決定日から令和 9 年 3 月 31 日まで

- (2) 補助金申請受付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 5 月 29 日まで

(郵送による申請の場合は、令和 8 年 5 月 29 日消印有効)

- (3) 事業着手日
補助金交付決定日から
- (4) 補助事業実績報告期限
 - ア 設備投資事業
補助事業完了日の30日以内又は令和9年4月10日までのうち、いずれか早い日まで
 - イ 人材確保事業
補助金交付決定後、速やかに

4 補助対象事業等について

1 用語の定義

- (1) 事業用施設
事業者が事業の用に供する資産のうち、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号及び第2号に掲げるものをいう。
- (2) 事業用備品
事業者が事業の用に供する資産のうち、所得税法施行令第6条第3号から第7号までに掲げるものをいう。
- (3) 従業員宿舎
雇用者(外国人技能実習生を含む。)が恒常的に居住するために使用する施設をいう。
- (4) 新設
町内に事業用施設を有しない者が、新たに事業用施設を設置する場合又は町内に事業用施設を有する者が、新たな事業用施設を増設する場合をいう。
- (5) 移転
町内に事業用施設を有する者が、事業用施設について、従来の施設を廃止し、町内の他の場所に事業用施設を設ける場合をいう。
- (6) 増改築
町内に事業用施設を有する者が、既存の事業用施設について、増改築(改修を含む)する場合をいう。
- (7) 常用労働者
雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が、事業者により雇用されている正規雇用者の労働時間と同一である者で、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に規定する被保険者をいう。

2 補助対象事業一覧表

補助対象事業	補助対象経費	交付額	交付回数
設備投資事業	事業用施設及び従業員宿舎の新設、移転及び増改築に関する経費。ただし、当該経費20万円以上（税抜）のものを対象とする。	当該経費（税抜）の2分の1以内の額。ただし、新設及び移転は300万円、増改築は200万円を限度とする。	年度内、1回限りとする。
	事業用施設及び従業員宿舎の新設、移転及び増改築に伴い、同一年度中に既存施設を解体する経費。ただし、当該経費20万円以上（税抜）のものを対象とする。	当該経費（税抜）の2分の1以内の額。ただし、60万円を限度とする。	
	事業用備品の購入に関する経費。ただし、当該経費10万円以上（税抜）のものを対象とする。	当該経費（税抜）の2分の1以内の額。ただし、100万円を限度とする。	
	国等の法令等の制定又は改正によって義務化された事業用施設及び従業員宿舎の新設、移転及び増改築に関する経費。ただし、当該経費20万円以上（税抜）のものを対象とする。	当該経費（税抜）の3分の2以内の額。ただし、新設及び移転は300万円、増改築は200万円を限度とする。	
	国等の法令等の制定又は改正によって義務化された事業用備品の購入に関する経費。ただし、1品単価10万円以上（税抜）のものを対象とする。	当該経費（税抜）の3分の2以内の額。ただし、100万円を限度とする。	
人材確保事業	町内における雇用の場の確保及び拡大を図るため、新たに常用労働者を雇い入れ、雇用数を増やすために必要な経費	対象常用労働者1人につき25万円。ただし、1補助対象者につき常用労働者2人を限度とする。なお、公共職業安定所を介して雇い入れた場合においては、常用労働者1人につき30万円とし、1補助対象者につき対象勤労者2人を限度とする。	対象労働者1人につき1回限りとする。

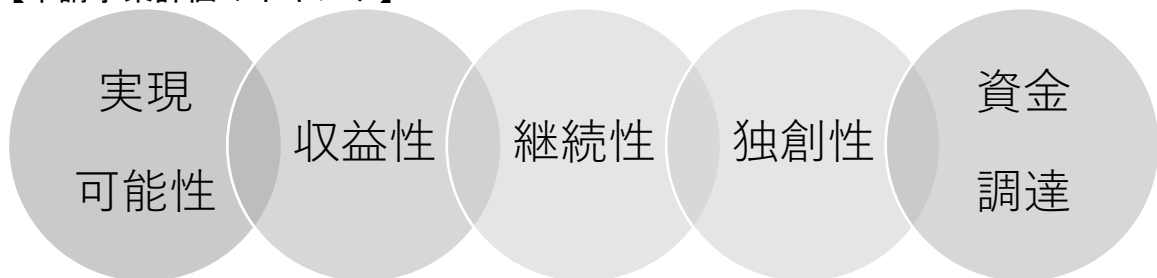
※ 工事を行う者及び備品の購入先が町内の事業者である場合、算出された交付額の2割増しとします。(交付額の限度は2割増しとなりません。)

5 事業採択の基本的な考え方

事業の採択にあたっては、有識者等による申請事業の評価を踏まえ、町が採択又は不採択を行います。

このため、申請事業の評価結果によっては、不採択とする場合があります。

【申請事業評価のポイント】



→ この5つのポイントに基づき、申請事業を評価します

6 設備投資事業の補助対象基準について

- 1 事業用備品のうち補助対象経費となる車両は、次の各号のいずれにも該当するものとします。
 - (1) 専ら事業に使用するもの（フォークリフト、ダンプカー、トラック、クレーン車、油圧ショベル、ブルドーザ、タンク車、し尿収集車、トラックミキサー、軽トラック、ワゴン車、観光バス、介護タクシー等）
 - (2) 車体に、中小企業者名、補助年度及び補助金名称を表示することに同意できるもの
- 2 前項に規定する車両で、事業になくても支障をきたさない附属品（カーナビ、リアカメラ等）購入費は補助対象外とします。
- 3 事業用備品で汎用性があり目的外使用になり得るものは補助対象経費とはなりません。（事業実施にあたりパソコン又はタブレット端末を要する場合は、パソコン端末又はタブレット端末の本体購入に係る経費を補助対象とします）
- 4 補助金の交付を決定する前に発注、購入、契約等を行ったものは補助対象経費とはなりません。
- 5 事業用施設と住宅等が併用となっている場合は、対象事業部分と非対象事業部分を見積書等で区分しなければなりません。ただし、区分することが困難な場合は、延べ床面積をもって按分するものとします。

7 人材確保事業の補助対象基準について

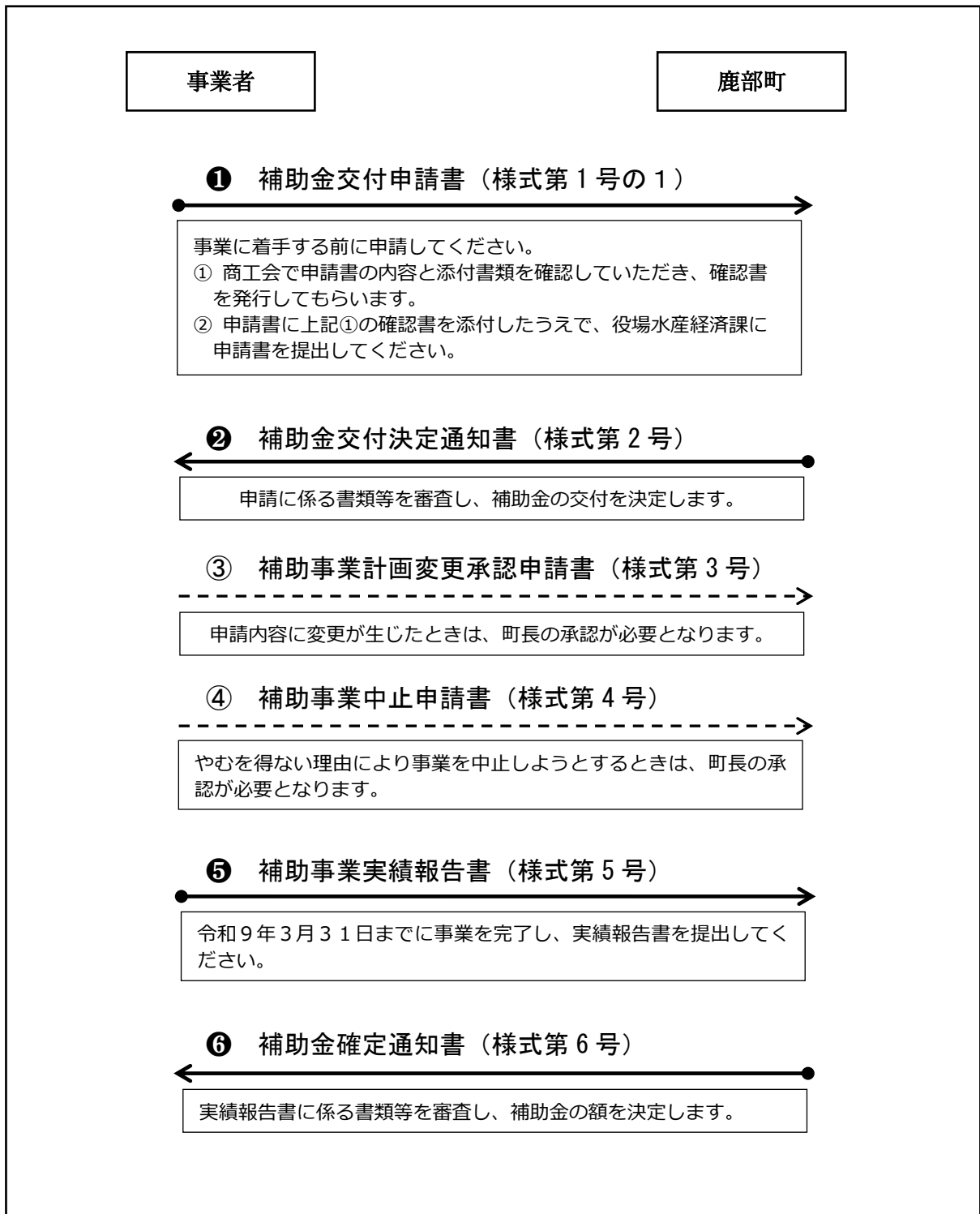
- 1 補助対象経費となる常用労働者（以下「対象労働者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とします。
 - (1) 町内に住所を有する者
 - (2) 過去3年間に中小企業者又は中小企業者の親会社、子会社若しくは関連会社に雇用されていない者
 - (3) 中小企業者（法人にあっては、その役員）と2親等以内の親族でない者

- 2 補助金の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれの要件も満たす事業者とします。
 - (1) 雇用を拡大したことにより、町内の事業所において、新たに対象労働者を雇い入れ、12月以上継続して雇用していること。
 - (2) 対象労働者を雇用した日の総常用労働者数が、対象労働者を雇用した日の前日から起算して12月前の間における最大常用労働者数を上回っていること。
 - (3) 対象労働者を雇用後12月の間における総常用労働者数が、最大常用労働者数を超えていること。

8 補助金の申請手続きについて

補助金の交付を受けようとする方は、鹿部町商工業振興事業補助金交付要綱（令和5年要綱第17号。）の規定により申請を行ってください。

<設備投資事業>



<人材確保事業>

事業者

鹿部町

① 補助金交付申請書（様式第1号の2）

- 次の要件を満たしている場合に、申請することができます。
 - 町内の事業所において、新たに対象労働者を雇い入れ、12月以上継続雇用していることが見込まれること。
 - 対象常用労働者を雇用した日の総常用労働者数が、対象労働者を雇用した日の前日から起算して12月前の間における最大常用労働者数を上回っていること。
 - 対象労働者を雇用後12月の間における総常用労働者数が、最大常用労働者数を超えていること。
- 商工会で申請書の内容と添付書類を確認していただき、確認書を発行してもらいます。
- 申請書に上記①の確認書を添付したうえで、役場水産経済課に申請書を提出してください。

② 補助金交付決定通知書（様式第2号）

申請に係る書類等を審査し、補助金の交付を決定します。

③ 補助事業実績報告書（様式第5号）

補助金の交付決定後、速やかに実績報告書を提出してください。

④ 補助金確定通知書（様式第6号）

実績報告書に係る書類等を審査し、補助金の額を決定します。

【添付書類一覧表】（申請）

	区分	添付書類
補助金申請時	設備投資事業	(1) 当該事業用施設の概要(建物平面図、設備配置図、施設配置図及び位置図)
		(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証の複写
		(3) 補助対象経費が確認できる見積書等の複写
		(4) 法人登記事項証明書または定款の複写(個人事業主の場合は、開業・廃業等届出書又は町内において開業していることが確認できる資料の複写)
		(5) 直近の確定申告書の複写
		(6) 鹿部商工会の会員であることの証明
		(7) 補助金交付申請に係る会計期間より前の2会計期間に係る損益計算書の複写
		(8) 事業を営むに当たり、必要な許認可を受けていることを証明する資料の複写
		(9) 事業計画書(事業目標、現状分析、優位性、仕入・販売・集客、事業実施体制、資金調達、事業収支等を記載した計画書)
		(10) その他町長が必要と認める書類
	人材確保事業	(1) 対象労働者の雇用契約書の複写
		(2) 対象労働者の雇用保険被保険者証の複写
		(3) 対象労働者の住民票の複写
		(4) 対象労働者が中小企業者の2親等以内の親族ではないことの申出書
		(5) 対象労働者の過去3年間の職歴を証明できるもの
		(6) 対象労働者を雇用した日の総常用労働者数を証明する名簿
		(7) 対象労働者を雇用した日前1年間のうちの最大常用労働者数を証明する名簿
		(8) 対象労働者を雇用した日以降1年間のうちの最大常用労働者数を証明する名簿
		(9) 最大常用労働者数を証明する名簿に記載している雇用者全員の雇用保険被保険者資格喪失届(氏名変更届)の複写及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の複写
		(10) 法人登記事項証明書及び定款の複写(個人事業主の場合は、開業・廃業等届出書又は町内において開業していることが確認できる資料の複写)
		(11) 鹿部商工会の会員であることの証明
		(12) 補助金交付申請に係る会計期間より前の2会計期間に係る損益計算書の複写
		(13) 公共職業安定所を介して雇入れを行ったことを証明する書類(求人票の複写等)
		(14) 事業を営むに当たり、必要な許認可を受けていることを証明する資料の複写
		(15) 事業計画書(事業目標、現状分析、優位性、仕入・販売・集客、事業実施体制、資金調達、事業収支等を記載した計画書)
		(16) その他町長が必要と認める書類

【添付書類一覧表】（実績報告）

	区分	添付書類
事業実績報告時	設備投資事業	(1) 発注書又は契約書の複写
		(2) 納品書の複写
		(3) 請求書の複写
		(4) 支払が確認できる銀行振込受領書又は領収書の複写
		(5) 事業用施設又は事業用備品の完了（納品）写真
		(6) その他町長が必要と認める書類
	事業 人材確保	町長が必要と認める書類

9 補助金の決定の取消しについて

補助金の決定を受けた補助事業者が、次に該当する場合には補助金交付の決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずる場合があります。

- (1) 詐欺若しくは不正の行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の交付決定後5年以内に許可なく営業を停止したとき（やむを得ない事情によるものを除く。）。
- (4) 補助金の交付決定後5年以内に許可なく補助対象の事業用施設を転貸、移転、譲渡、又は廃棄したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

10 帳簿及び書類の備え付けについて

補助事業の実施年度の翌年度から5年間、補助事業に係る事業の実施状況、雇用状況等について報告を求め、又は調査する場合があります。

11 お問い合わせ先

鹿部町水産経済課

電話番号：01372-7-5298